

令和3年度 第9回産山村農業委員会定例会議事録

1 開催日時

令和4年2月14日（月）午前9時から午前9時30分

2 開催場所

産山村基幹集落センター大会議室

3 出席委員

農業委員

1番：井 信雄 2番：井 美奈子 3番：井 敏博 4番：嶋井 眞代

5番：工藤 奈桜美 6番：芹井 剛 7番：山部 光一 会長：池部 誓

農地利用最適化推進委員

山口 則光 筑紫 雄二

4 議事日程

(1) 議事録署名委員の選出

(2) 議案第19号

農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについて

(3) 議案第20号

農地法第3条による所有権の移転（贈与）について

(4) 報告第27号

農地法第3条による所有権の移転（時効取得）について

5 農業委員会事務局

事務局長：井山 健一郎

事務局：井山 健二

6 議事録

○議長

(会長挨拶を行う)

まずは、議事録署名委員の選出については、芹井委員と山部委員にお願いいたします。それではさっそく議案の審議に入ります。議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(熊本県農業公社売買事業について説明を行う)

議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについてご説明します。5ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。6ページに航空写真を載せております。

現地確認については、芹井委員と筑紫推進委員で行っております。補足等ございましたら、お願いします。

○議長

事務局より説明をいただきましたが、芹井委員と筑紫委員より何かございますか。

○芹井委員 筑紫推進委員

問題ありません。

○議長

皆さんより意見等ございますか。

○山部委員

今回の申請地は、公社を通したから、合筆されているのか。

○事務局

土地の合筆や分筆については、個人で手続きをする必要があるが、今回は公社を通して売買しているため、合筆できる土地については、合筆を行ったうえで、担い手へ引渡すようにしています。公社を通すメリットの一つでもあります。

○議長

他になにかございますか。

○委員

意見なし。

○議長

それでは、本件については、承認したいと思います。

○議長

続きまして、議案第20号農地法3条による所有権の移転贈与について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第20号農地法第3条による所有権の移転贈与についてご説明します。8ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。9ページに航空写真を載せております。

現地確認については、山部委員と山口推進委員で行っております。補足等ございましたら、お願いします。

○議長

事務局より説明をいただきましたが、皆さんより意見等ございますか。

○山部委員

親から子への名義変更のため、問題ないと思います。農地についても、田や畑で利用しており、作付けしていないところは、草刈りで管理されている状態でした。

○議長

他に皆さんよりご意見等ございますか。

○委員

意見なし。

○議長

それでは、本件については、承認したいと思います。

○議長

続きまして、報告第27号農地法第3条による所有権の移転時効取得について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第27号農地法第3条による所有権の移転時効取得について、報告いたします。11ページをご覧ください。土地の所有者、地番については、記載されているとおりです。12ページに航空写真を載せております。

○議長

事務局より報告第27号の説明をいただきましたが、本内容について皆さんよりご意見はございますか。

○議長

私より補足ですが、今回相続ではなく時効取得になっているのは、相続人が別におり、耕作は今回の時効取得者が管理しており、相続人から時効取得した流れになっている。

○議長

皆さんよりご意見等ございますか。

○委員

意見なし。

○議長

それでは、本件については承認したいと思います。

○議長

議案については、以上となります。他に無いようですので、今月の会議は閉会します。

以上、上記のとおり議事の顛末に相違ないことを、ここに署名する。

令和4年2月14日

議事録署名者

農業委員会会長

6番委員

7番委員